

会計年度任用職員（介護認定調査員） のあらまし

—令和8年3月5日現在—

- 1 任用期間 採用の日から同日の属する会計年度の末日まで（ただし、通算して5年を上限として再度任用する場合があります。）
任用の日から1月の間は条件付採用期間となります。
- 2 業務概要 各福祉事業所介護保険担当課に所属し、介護保険の要介護認定のための認定調査等を行います。
- 3 報酬等
 - (1) 報酬月額 172,000円（報酬額は改定される場合があります。）
 - (2) 通勤経費 交通機関利用の場合：実費（原則として往復運賃の18日分相当）を支給
交通用具利用の場合：通勤距離に応じた額を支給
 - (3) その他 期末、勤勉手当を支給
- 4 勤務時間 1週間当たり30時間（原則として週4日）
- 5 休暇
 - (1) 年次休暇 任用された日から1年の間で10日。この日数は、1日を7.5時間に換算します。（10日間＝75時間）
 - (2) 年始・年末の休暇 1月1日～3日及び12月29日～31日
 - (3) その他 特別休暇（夏季3日など）があります。
- 6 社会保険等 静岡県市町村職員共済組合、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。
- 7 その他 会計年度任用職員は、「地方公務員法」に基づき任用される一般職の地方公務員です。
地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されるほか、地方公務員法に規定される懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象となります。